# ○国家公安委員会規則第二号

銃 砲 刀 剣 類 所 持等 取 締 法の一 部を改正する法律 **令** 和三年法律第六十九号) 0 施 行に 伴い、 及び警察法 施

行令 (昭和二十 九年政令第百五十一号) 第十三条第 項の 規定に基づき、 猟銃及び空気銃の取 扱 VI に関 する

講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催 に関する事務の一部を行わせることができる者の指定

部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

に

関する規則等

う 一

国家公安委員会委員長 二之湯 智

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の 認定のための 講習会の 開 催 に関する事務

 $\mathcal{O}$ 部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一 部を改正する規 劐

(猟銃) 及び空気銃 の取 扱い に関する講習会及び年少 射撃 ず資格  $\mathcal{O}$ 認定  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 講習会の 開催 に関する事 務の

部 を行 わ せることができる者  $\mathcal{O}$ 指定に 関 はする規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 条 猟銃 及 び空気銃  $\mathcal{O}$ 取 扱 7 に 関 はする講習会及び 年 办 射 撃 資 格  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ ため の講習会  $\mathcal{O}$ 開 催 12 関 する事

務  $\mathcal{O}$ 部を行わせることができる者の指定に関する規則 (平成二十一年国家公安委員会規則第十一号)の

一部を次のように改正する。

次の 表に より、 改 正 前 欄に掲げる規定 (題名を含む。 次条において同じ。 の傍線を付した部分をこれ

て掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 (以下「対象規定」という。) は、 改正 前 欄及び改正 その標記部分が同 後 欄 に 対 <u>ー</u> 応し

ものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれ

に対応するものを掲げていないものは、これを削る。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の 改 正 後 改 正 前

一部を行わせることができる者の指定に関する規則が舒及び空気鋭の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の

(指定の基準等)

等」という。)の申請に基づき行うものとする。
という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「指定」二十一条第二項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」の以下「令」という。)第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号

2 指定の基準は、次のとおりとする。

計画が定められていること。 規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な一 令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に

[二~四 略]

(電磁的記録媒体による手続)

をいう。) 及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出するこれで、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録である事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚による提出に代えて当該書類に記載すべきこととされてある。 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出につ

る者の指定に関する規則のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができれているのでででである。これでは、一般のででは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、

(指定の基準等)

2 指定の基準は、次のとおりとする。

講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められている一(令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「

三~四 同上]

こと。

(フレキシブルディスクによる手続)

キシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。いる事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレいては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされて第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出につ

[項を削る。] [項を削る。] [項を削る。] [項を削る。]

### [一~八 同上]

業規格」という。) X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシ第百八十五号) に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げるブルディスクカートリッジでなければならない。

方式に従って行わなければならない。

\*\*\*\*・1777 | 「トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規

定する方式

「ユニ見ぎ」とうで、 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X○六○

五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格Ⅹ○二○八附属書一

に規定する方式

X○二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて格X○二○一及びX○二○八に規定する図形文字並びに日本産業規格4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規

行わなければならない。 ★〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて

ればならない。

定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなけ

第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規

5

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式第1号	(第9条関係)
---------	---------

#### 電磁的記錄媒体提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行

第 2 条第 1 項 わせることができる者の指定に関する規則第 2 条第 2 項の規定により提出す 第 2 条第 2 項

べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下 のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ りません。

> 年 月 Ħ

国家公安委員会殿

提出者 住 所 名 称

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考 1 電磁的記録媒体に記録された事項欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を 記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごと に整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類欄には、本票に添付されている電磁的記録
  - 媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあって
  - は、その皆類名を記載すること。 3 不用の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### 別記様式第1号 (第9条関係)

#### フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための 講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する

第2条第2項 規則第6条第1項 第5条第2項の規定により提出すべき書類に記載することとされている 第5条第2項

事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に 相違ありません。

月 日

国家公安委員会殿

提出者 住 所 名 称

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類
- 備考 1 フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録され ている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、 フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - フレキシブルディスクと併せて提出される音類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する 場合にあっては、その書類名を記載すること。 3 不用の文字は、横線で消すこと。 4 該当事項がない欄は、省略すること。

  - 5 用紙の大きさは、日本産菜規格A4とすること。

(警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第二条 警察官等けん銃使用及び取扱い 規範 (昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

条の三第一項 へ 銃砲刀剣類 [イ〜ホ 略]	ような方法によつすおそれがあり、	三前二号に掲げ	[一・二 略]	すると、次のとおりである。	期三年以上の懲役	いう。)第七条た	2 警察官職務執行	第二条 [略]	(用語の定義等)	用し、及び取り扱	第一条 この規則は、	(目的)	附則	第六章 拳銃等の	[第一章~第五章	目次	警察官等拳銃	
条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のも銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一イ〜ホー略]	ような方法によつて行われる罪として次に掲げるものすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させる			りである。	期三年以上の懲役若しくは禁ごにあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示	)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長	警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」と			及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。	、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使			拳銃等の手入れ及び検査(第二十六条-第二十九条)	略]		警察官等拳銃使用及び取扱い規範	改正後
条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合のへ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一[イ〜ホ 同上]		三 [同上]					2 [同上]	第二条 [同上]	(用語の定義等)	使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に	(目的)	附則	第六章 けん銃等の手入れ及び検査(第二十六条-第二十九条)	[第一章~第五章 同上]	目次	警察官等けん銃使用及び取扱い規範	改正前

号の罪のうち当該銃砲等又は刀剣類を携帯して行われる場合のも帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一の、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携

(

#### ト [略]

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び

取扱いについて準用する。

(あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合)

おいては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。 第四条 警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合に

ることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しな2 前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取され

(拳銃を構えることができる場合)

いよう配慮しなければならない。

けて拳銃を構えることができる。 第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向

という。 及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするもの2 前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無2

(拳銃を撃つ場合の予告)

又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあるとものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき第六条 拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告する

のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のものして行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪もの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯

ト [同上]

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及

び取扱いについて準用する。

第四条 警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合(あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合)

においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる

されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激2 前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取

(けん銃を構えることができる場合)

しないよう配慮しなければならない。

けてけん銃を構えることができる。 第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向

のとする。無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするもれるが種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

(けん銃を撃つ場合の予告)

とき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあするものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのない第六条 けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告

認めるときは、この限りでない。

(威嚇射撃等をすることができる場合)

けて拳銃を撃つことができる。
手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止するとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手

- もに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとと2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又
- は、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃を
- て、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度におい4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場

(相手に向けて拳銃を撃つことができる場合)

て拳銃を撃つことができる。 第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向け

事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。 、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の2 前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし

ると認めるときは、この限りでない。

(威かく射撃等をすることができる場合)

向に向けてけん銃を撃つことができる。
にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのためけん銃を撃つことが相手の行為を制と認めるとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しない第七条

- ともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意すると2 前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、
- しない。ときは、次条の規定による射撃に先立つて威かく射撃をすることを要らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるいとは人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるとき又は周囲の状況に照撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照る事態が急迫であつて威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射
- て、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度におい4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場

(相手に向けてけん銃を撃つことができる場合)

てけん銃を撃つことができる。 第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向け

の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。
し、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他2 前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼ

(部隊組織及び複数により行動する場合)

2 努めるものとする。 することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確 を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与 るときは、 に行うため必要な役割の分担をいう。 る限り、 合において、 前項に定めるもののほか、 拳銃の使用に係る適切な役割分担 相手の行為を制止する時機を失することのないよう、 第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想され 複数の警察官が共同で職務を遂行する場 )の下で、 (前二条の規定による射撃 拳銃の的確な使用に でき

な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。 わせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かる 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務

3

(報告)

ない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。号、第二号及び第四号に掲げる事項)を所属長に報告しなければならちに、次の各号に掲げる事項(人に危害を与えていない場合は、第一第十条 警察官は、拳銃を撃つたとき(盲発したときを含む。)は、直

[一~五 略]

六 その他参考事項(使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び

(部隊組織及び複数により行動する場合)

況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。は、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するとき第九条 多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場

2

な使用に努めるものとする。

が使用に努めるものとする。

適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係るを担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務

(報告)

らない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。一号、第二号及び第四号に掲げる事項)を所属長に報告しなければな直ちに、次の各号に掲げる事項(人に危害を与えていない場合は、第第十条、警察官は、けん銃を撃つたとき(盲発したときを含む。)は、

□〜五 同上]

六 その他参考事項(使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及

番号を含む。)

定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。2 前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規

[3·4 略]

(拳銃の携帯)

れかに該当する場合は、この限りでない。 務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいず第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤

[一~七 略]

| 拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯する2 | 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、

(拳銃の携帯方法)

ものとする。

の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務第十二条 制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃

2 [略]

することができる。

で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予3 私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法

び番号を含む。)

規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。2 前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項

[3·4 同上]

(けん銃の携帯)

務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のい第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤

ずれかに該当する場合は、この限りでない。

二~七

同上

八 雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上

九 前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であ特に支障があると所属長が認めたとき。

ると所轄庁の長が認めたとき。

するものとする。
けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、

(拳銃の携帯方法)

職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法によりん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、第十二条 制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、け

2 同上

携帯することができる。

法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用3 私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方

想される場合は、この限りでない。

(たまの装塡等)

する。
が別に定める数のたまを充塡した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとが別に定める数のたまを充塡した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとては長官が別に定める数のたまを装塡し、自動式拳銃にあつては長官第十三条 警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつ

(拳銃の安全規則)

厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。 第十四条 警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を は

- めること。
   対拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確か一が一が変を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動
- まを装塡しないこと。

  動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にた一、射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自
- 三 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

#### 四 [略]

- が薬室に装塡されていないことを確認すること。 ままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いた五 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出し
- 七 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせ

七

が予想される場合は、この限りではない。

(たまの装てん等)

ておくものとする。

ておくものとする。

では長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつ第十三条

警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃に

(けん銃の安全規則)

- プレガンは、フェンは、団点でサレゼにもつこは単介と開き、を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。第十四条 警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則

- を確かめること。

  「自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無回動式けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、
- にたまを装てんしないこと。 自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室二 射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、
- 三 射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

#### 四[同上]

- 引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底をら出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉五 けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れか
- はこれをもてあそばないこと。
  六 必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又

職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れ

ないこと。

第十五条 ため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。 所轄庁の長は、 適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図る

る。

第十六条

略

(訓練責任者)

訓練責任者は、 命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ず

(管理責任者)

第十七条 のとする。 及びこれらの付属品をいう。 所轄庁の長は、 所属の警察官の中から、 以下同じ。 )の管理責任者を指定するも 拳銃等 (拳銃、 たま

2 に任ずる。 管理責任者は、 命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責

(取扱責任者)

第十八条 管理責任者は、 命ぜられた部署に所属する警察官の中から、

拳銃等の取扱責任者を指定するものとする。

2 に拳銃等の保管を命ずることができる。 管理責任者は、 次の各号のいずれかに該当する場合は、 取扱責任者

とが適当でないと認められるとき 警察官が、 長期欠勤又は心身の故障のため、 拳銃等を保管するこ

略

三 修理、 精密手入れ等のため、 拳銃を集めるとき。

兀 略

させないこと。

(訓練

第十五条 るため、 所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。 所轄庁の長は、 適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図

(訓練責任者)

第十六条 [同上]

2 訓練責任者は、 命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任

ずる。

(管理責任者)

第十七条 たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。 所轄庁の長は、 所属の警察官の中から、 )の管理責任者を指定す けん銃等 (けん銃

2 るものとする。 管理責任者は、 命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の

(取扱い責任者)

責に任ずる。

第十八条 けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、

2 ん銃等の保管を命ずることができる。 管理責任者は、 次の各号の一に該当する場合は、 取扱い責任者にけ

ることが適当でないと認められるとき。 警察官が、 長期欠勤または心身の故障のため、 けん銃等を保管す

同上

三 修理、 精密手入れ等のため、 けん銃を集めるとき。

兀 同上

- 3 その拳銃等の保管の責めに任ずる。 取扱責任者は、 前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは
- 4 うにしなければならない。 じめ指定する代理者にこれを保管させ、 管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらか 取扱責任者は、 拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保 拳銃等の出納に支障のないよ
- 5 なければならない。 重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査し た拳銃等の授受に当たつては、 取扱責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼され 不慮の危害を生じさせないよう特に慎

(個人の拳銃等の保管責任)

第十九条 とする。 の場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるもの 携帯しないときは、 警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし 取扱責任者に保管を依頼することができる。こ

2 [略]

(拳銃等の返納)

第二十条 拳銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければ 警察官は、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、

略

ならない。

他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

三・四 略

(拳銃等の保管上の注意)

- 3 きは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる 取扱い責任者は、 前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたと
- 4 支障のないようにしなければならない。 必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、 に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、 取扱い責任者は、 けん銃等を保管するときは、 安全な格納庫に厳 けん銃等の出納に 不在のときは、 重
- 5 されたけん銃等の授受にあたつては、 有無を検査しなければならない。 特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の 取扱い責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼 不慮の危害を生ぜしめないよう

(個人のけん銃等の保管責任)

第十九条 ものとする。 この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れる 携帯しないときは、 警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。 取扱い責任者に保管を依頼することができる

2 同上

(けん銃等の返納)

第二十条 等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければな 警察官は、 次の各号の一に該当する場合においては、 けん銃

らない。

同上

他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

三. 同上

(けん銃等の保管上の注意)

**界二十一条 拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃** 

等の保管について最善の注意を払わなければならない。

ること。
し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすし、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないように管一

二 拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないよ

うにすること。

票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存し第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録(記録票)

(拳銃等の亡失損傷等の報告)

なければならない。

所轄庁の長に報告しなければならない。 その状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを第二十三条 警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちに

名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏2 所轄庁の長(長官を除く。)は、拳銃の亡失について前項の報告を

を、

長官に報告しなければならない。

、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければな見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失した拳銃が発

ん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。 第二十一条 けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、け

管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないように一 けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保

すること。

(記録票)

しなければならない。
票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録

(けん銃等の亡失損傷等の報告)

それを所轄庁の長に報告しなければならない。だちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、第二十三条、警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、た

に事故の状況を、長官に報告しなければならない。 よび氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびを受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職おの 所轄庁の長(長官を除く。)は、けん銃の亡失について前項の報告

しなければならない。 
3 けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告

、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告し発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失したけん銃が

らない。

(拳銃の亡失の場合の処置

第二十五条 [略]

2 所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警

第六章 拳銃等の手入れ及び検査

察研究所長に通知しなければならない。

(拳銃の手入れの種別)

第二十六条 拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいい、精密手入れとは2 普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動 2

(拳銃の普通手入れ)

分解をして行う手入れをいう。

第二十七条 警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごと

に行うものとする。

、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手2 警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは

3 取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普

入れを行うよう努めなければならない。

通手入れを行わなければならない。

4

(拳銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一

なければならない。

(拳銃の亡失の場合の処置)

第二十五条 [同上]

第六章 けん銃等の手入れ及び検査

(けん銃の手入れの種別)

第二十六条
けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。
入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、

(けん銃の普通手入れ)

とに行うものとする。 第二十七条 警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるご

通手入れを行うよう努めなければならない。きは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普2 警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたと

上普通手入れを行わなければならない。
3 取扱い責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以

きは、その警察官に手入れを行わせることができる。

警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うと

(けん銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に

回以上、日を定めて、
専門の技術を有する者に行わせるものとする。
一回以上、日子

#### (拳銃等の検査)

理その他適当な処置を講じなければならない。 を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修第二十九条 管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況

一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとす

る。

染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない2 警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚

# (けん銃等の検査)

かに修理その他適当な処置を講じなければならない。状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみや第二十九条 管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の

様:	式第2号			単丸及び薬き	・よう送付書	a- a			
	科学警	年 月 日 祭 研 究 所 長 殿						所轄庁の長	[-]
	送付物件	試射弾丸及び試射薬	<b>E</b> きよう	各1個 試	射年月日		年	月	Ħ
	亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号		亡失 弾薬	発
		所属			•			•	
	被貸与者	官職			氏名				歳
	亡失年月日	年 月	日午 前 時	分頃から	月	日午 前後	時	分頃までの間	
	亡失の場所								
	亡失の状況								
	備考								

	<u>令</u> 科	<u>和</u> 学	警	年 月 日 察研究所長 殿	į					所轄庁の長	1
送	付	物	件	試射弾丸及び試射薬	<b></b> 走さよう	各1個	試 射 年 月 日		年	月	H
Ľ	失	拳	銃	名称	型式	口径	銃身長	番号		亡失 弾薬	発
-hit-	貸	H		所属							
攸	Ħ	7		官職			氏名				歳
Ċ	失名	年月	H	令和 年 月		対頃から	月	日午 前後	時	分頃までの間	
亡	失	か場	所								
亡	失	のサ	況								
備			考								

# (警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第三条 警察官等特殊銃使用及び取扱い 規範 (平成十四年国家公安委員会規則第十六号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

3 第十三条 2 第六条 替えるものとする。 四項及び第八条第一 用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項 読み替えるものとする。 あるのは 属」とあるのは 第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、 指定所属」と、 範第十五条中 規定は、特殊銃の訓練について準用する。 め」とあるのは 会規則第七号。 「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第 (特殊銃の使用) 訓 拳銃規範第五条から第八条までの規定は、 略 「警察官」とあるのは (練等) 警察官等拳銃使用及び取扱い規範 「指定所属」  $\frac{1}{2}$ 「所轄庁の長」とあるのは 以下「拳銃規範」という。 「指定所属」 「図るため、 「拳銃訓練」 一項中 略 と、 改 「指定警察官」と、 「警察官」とあるのは と、 必要に応じ」と、「所属」とあるのは「 **拳銃訓練**」とあるのは とあるのは「特殊銃訓練」と、 正 同条第二項中「命ぜられた部署」と 「警察本部長」と、 (昭和三十七年国家公安委員 後 この場合において、 )第十五条及び第十六条の 拳銃規範第七条第三項中 特殊銃の使用について準 「指定警察官」と読み 「特殊銃訓練」 拳銃規範 「図るた 拳銃規 所 لح 第六条 3 2 第十三条 ے کر のは 員会規則第七号。 と読み替えるものとする。 同条第四項及び第八条第一項中 三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、 準用する。この場合において、 殊銃訓練」と読み替えるものとする。 た部署」とあるのは「指定所属」 けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長 図るため」とあるのは ん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは 条の規定は、 項中 (特殊銃の使用) (訓練等) けん銃規範第五条から第八条までの規定は、 同上 「指定所属」と、 警察官等けん銃使用及び取扱い規範 「所属」とあるのは「指定所属」と、 「警察官」とあるのは  $\frac{1}{2}$ 特殊銃の訓練について準用する。この場合において、け 以下「けん銃規範」という。 同上 「図るため、必要に応じ」と、「所属」とある 改 「けん銃訓練」とあるのは 「指定警察官」と、 けん銃規範第五条第一項及び第七条第 「警察官」とあるのは 正 と、 「けん銃訓練」 前 (昭和三十七年国家公安委 同条第二項中 )第十五条及び第十六 特殊銃の使用について 「警察本部長」と、 けん銃規範第七条第 「特殊銃訓練」と、 とあるのは 「指定警察官 「命ぜられ 特

(報告)

## 第十四条 [略]

0) 部長」と、 属長」と、 の場合において、 特殊銃を撃ったとき いう。)を除く。)」とあるのは「警察本部長」と、 前二項」とあるのは「前項」と、 「現場指揮官は、 拳銃規範第十条第一項、 「警察庁長官」と読み替えるものとする。 同条第三項中「所属長」とあるのは 同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官 拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは 指定警察官が」と、 (盲発したときを含む。) について準用する。 第三項及び第四項の規定は、 「所轄庁の長」とあるのは「警察本 「所属長」とあるのは 「指定所属長」と、 (以下「長官」と 「長官」とある 指定警察官が 「指定所 ح

(特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用)

るのは るのは 警察本部長」と、 当課」と、 与事務担当課」とあるのは れた」と、 等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは 二十一条から第二十五条までの規定は、 とあるのは (長官を除く。)」とあるのは「警察本部長」と、 「長官」とあるのは「警察庁長官」と、 この場合において、 「警察本部長」と、 「特殊銃等」と、 拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第 同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあ 拳銃規範第二十三条第一項中 「指定所属」と、 同条第二項中「所轄庁の長 拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署 拳銃規範第二十二条中 「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担 「事故拳銃」とあるのは 同条第三項中 特殊銃の保管について準用す 「所轄庁の長」とあるのは 同条第四項中「所轄庁の長 (長官を除く。)」とあ 「前項の規定により拳銃 「所轄庁の拳銃等の貸 「指定所属に配備さ 「長官」とあるの 「事故特殊銃」と

# 第十四条 [同上]

2 」という。)を除く。)」とあるのは 察本部長」と、 のは この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官は、」とある が あるのは 定所属長」と、 特殊銃を撃ったとき けん銃規範第十条第一項、 「前二項」とあるのは「前項」と、 「現場指揮官は、 「警察庁長官」と読み替えるものとする 同条第三項中「所属長」とあるのは 同条第四項中「所轄庁の長 指定警察官が」と、「所属長」とあるのは (盲発したときを含む。) について準用する。 第三項及び第四項の規定は、 「警察本部長」と、 「所轄庁の長」 (警察庁長官 一とあるのは 「指定所属長」 (以下「長官 指定警察官 「長官」と 警 「指 لح

(特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用)

第十八条 項中 除く。)」とあるのは 等」とあるのは「特殊銃等」と、 の装備事務担当課」 けん銃等の貸与事務担当課」とあるのは 配備された」と、 けん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは 部署」とあるのは する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられ 第二十一条から第二十五条までの規定は、 「事故特殊銃」 とあるのは 「所轄庁の長 けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに 「警察本部長」と、同条第二項中 と、 同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃 「指定所属」と、 (長官を除く。)」とあるのは と 「長官」とあるのは 「警察本部長」と、 けん銃規範第二十三条第一項中 けん銃規範第二十二条中「所轄庁 同条第三項中 「警視庁及び道府県警察本部 「警察庁長官」 特殊銃の保管について準用 「事故けん銃」 「所轄庁の長 「警察本部長」と、 「前項の規定によ 「指定所属に とあるのは 「所轄庁の長 (長官を

式第二号」と読み替えるものとする。 様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部長」と、「別記と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、拳銃規と、「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」は「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号

(特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用)

第二十条 拳銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用

する。

及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。中「別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警察官等特殊銃使用察本部」と、「けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警視庁又は道府県警範別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規

(特殊銃の検査に関するけん銃規範の準用

第二十条 けん銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準

用する。

式第2号 		試射弾丸及	及び薬きょ	こう送付書				
年 科学警察研究	月 日					警察	本部長	[
送付物件	試射弾丸及	び試射薬きよ	う 各1個	試射年月日		年	月	F
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号		亡失 弾薬	务
亡 失 者	所属	,			•			
亡 失 者	官職			氏名				方
亡失年月日	年	月 日午前 甲	時 分頃から	月日午	前時後	分頃ま	での間	
亡失の場所								
亡失の状況								

様	式第2号 令和 年 科学警察研究	月   月   日       所長   殿	試射弾丸刀	及び薬きよ	う送付書		警察	<b>琴本部長</b>	•
	送付物件	試射弾丸及	び試射薬きよ	う 各1個	試射年月日		年	月	月
	亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号		亡失 弾薬	発
	亡失者	所属							
		官職			氏名				歳
	亡失年月日	令和 年 /	月 日午前	時 分頃から	月日午	前時後	分頃ま	での間	
	亡失の場所								
	亡失の状況								
	備考								

附則

(施行期日)

第 一条 この規則は、 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日 (令和四年三月十五日) カ

ら施行する。

(経過措置)

第二条 この 規則による改正前 の様式 (次項において 「旧様式」 という。 により使用されている書類は、

当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一 部を改正する政令(令和三年政令第二百八十五号) 第一条の

規定による改 正 後 の銃 砲 刀剣類 所 持等取 締法施行 令 (昭和三十三年政令第三十三号) 第十九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項

 $\mathcal{O}$ 規定による指定に係る第 条の 規定による改 正 後  $\mathcal{O}$ 猟銃及び空気銃  $\mathcal{O}$ 取扱いに関する講習会等  $\mathcal{O}$ 開 催 12

関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、 この

規則の施行前においても行うことができる。

(警察官の服制に関する規則の一部改正)

第四条 警察官の服制に関する規則 (昭和三十一年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正す

る。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
3 [同上]	3 [略]
銃及び警棒を着装しなければならない。	び警棒を着装しなければならない。
成十三年国家公安委員会規則第十四号)に定めるところにより、けん	十三年国家公安委員会規則第十四号)に定めるところにより、拳銃及
公安委員会規則第七号)及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平	安委員会規則第七号)及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成
2 警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家	2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公
第四条 [同上]	第四条 [略]
(服装等)	(服装等)
改正前	改正後